平成30年7月9日

あんしん少額短期保険株式会社

**災害救助法適用地域の特別お取扱いについて**

　この度の「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨にかかる災害」にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

　弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、次のような特別なお取扱いをいたします。

**１．保険証険・届出印鑑等の紛失に対する対応について**

申出の保険契約内容が確認できれば、保険金等の請求案内を行うなど、可能な限り便宜措置を図ります。

**２．保険料のお払込みについて**

　　保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長６カ月間延長いたします。

**３．保険金・給付金の簡易迅速なお支払について**

　　お手続に必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

**４．災害救助法適用地町村及び適用日について**

　①　適用日　　平成30年7月9日

　　②　適用地域

　　　　高知県　安芸市

　　　　鳥取県　鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町

　　　　広島県　広島市、安芸郡坂町

　　　　岡山県　岡山市、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市

　　　　　　　　赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町

　　　 愛媛県　宇和島市、大洲市、西予市

　　　　京都府　福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町

　　　　　　　　与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町

　　　　兵庫県　豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町、養父市、たつの市、神埼郡市川町、神埼郡神河町

　　　　岐阜県　岐阜市、高山市、関市、中津川市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、賀茂郡坂祝町、賀茂郡富加町、

　　　　　　　　賀茂郡河辺町、賀茂郡七宗町、賀茂郡八百津町、賀茂郡白川町、賀茂郡東白川村、大野郡白川村

**【お問合せ先】**

**お客様相談室　通話無料　０１２０－６８５――３３６**

**受付時間9:00 ～ 17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）**